明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（一五六）　二

〔告　示〕

○千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのアフガニスタン・イスラム共和国の加入に関する件（**外務**一二七）　二

○キルギス共和国における薬物管理支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（**同**一二八）　二

○キルギス共和国における母子保健強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**一二九）　二

○ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一三〇）　二

○宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約への締約国の追加に関する件（**同**一三一）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一三二）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一三三）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**七八五～七九〇）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**七九一～七九三）　五

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**五九一）　六

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**七三～七七）　六

○道路に関する件（**関東地方整備局**一五六）　七

○都市公園の供用を開始する件（**中部地方整備局**五三）　七

○道路に関する件（**九州地方整備局**七〇、七一）　八

○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**一七）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　人事院　警察庁　法務省　公安調査庁　財務省　八

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、次期飛行点検機役務の調達の相手方の選定に係る提案要求書に関する説明会関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

特殊法人等

独立行政法人国立印刷局の事業計画（平成三十年度）の公表関係　三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第一五六号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物で厚生労働省令で定めるもの及びこれらをその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造等が禁止される物から除外するとともに、石綿分析用試料等を製造する場合には厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととした。（第一六条第一項第四号及び第一七条関係）

㈠　石綿の分析のための試料の用に供される石綿

㈡　石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

㈢　㈠又は㈡の原料又は材料として使用される石綿

2　作業主任者を選任する対象作業、作業環境測定を行う対象作業場及び有害な業務に従事する労働者に対して行う健康診断の対象業務として、石綿分析用試料等を製造する作業等を追加することとした。（第六条第二三号、第二一条第七号及び第二二条第一項第三号関係）

3　譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、1の㈠から㈢までに掲げる物で1の厚生労働省令で定めるもの及びこれらを含有する製剤その他の物を追加することとした。（別表第九関係）

4　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

5　この政令は、平成三〇年六月一日から施行することとした。